

新潟県保険医会 FAXニュース 第85号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いについて

10月末終了の「二類感染症患者入院診療加算250点」
「電話等診療147点」の取扱いが来年3月末まで延長

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)(2022年10月26日)

下記臨時的取扱いについて、算定要件が追加された上で2023年3月末まで延長されました。

(1) 新型コロナ疑い患者への外来診療の特例

従来、二類感染症患者入院診療加算(外来診療)250点で評価されていたコロナ疑い患者への外来診療の特例について、以下が変更されました。従来の算定要件に加え、追加要件を満たす必要があります。

■ 2022年11月1日～2023年2月28日までの取扱い

下記要件を満たした場合、二類感染症患者入院診療加算(外来診療)(250点)を算定できます。

従来の 算定要件 (必須)	診療・検査医療機関として県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、診療・検査対応時間内にコロナ疑い患者に必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合であって、患者の傷病について医学的初診と言われる診療行為がある場合に算定する。
---------------------	---

+

11月からの 追加要件 (①～④の いずれか)	以下①～④のいずれかに該当すること。 (該当した日の属する週の初日(月曜日)から算定可。)
①は新たに 診療・検査医療機 関となるケース ②～④は既存の診 療・検査医療機 関が対象	<p>① <u>2022年10月13日以降に、新たに診療・検査医療機関として県から指定され、その旨が公表されている。</u></p> <p>② <u>2022年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、2022年11月1日以降、診療・検査対応時間が、2022年10月13日時点の公表時間と比べ、1週間あたり30分以上拡充している。</u></p> <p>③ <u>2022年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、2022年11月1日以降、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している。</u></p> <p>④ <u>2022年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、2022年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している</u>(「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう)。</p>

■ 2023年3月1日～2023年3月31日の取扱い（250点→147点に引下げ）

算定点数が「147点」に引き下げられます。（2023年3月1日以降は「二類感染症患者入院診療加算（250点）」は算定できません）。

※147点のコード名称は現時点では明らかになっていません。

※2023年3月1日～2023年3月31日の算定要件は後日連絡します。

(2) 重症化リスクの高い自宅・宿泊療養者への電話等診療の特例

重症化リスクの高い自宅・宿泊療養者への電話等診療(147点)について、以下が変更されました。

■ 算定期間の延長(2023年3月末まで)

2023年3月31日までの取扱いとされたうえ、2022年11月1日以降は下記算定要件が追加されました。

■ 算定要件の追加・変更(2022年11月1日～)

従来の算定要件に加え、追加要件を満たす必要があります。

従来の 算定要件 (必須)	保健所等から自宅・宿泊療養者の健康観察に係る委託を受けている保険医療機関、又は公表されている診療・検査医療機関の医師が、自宅・宿泊療養中の重症化リスクの高い者※にコロナに係る電話等診療を実施した場合に算定。 ※重症化リスクの高い者…①65歳以上の者、②40歳以上65歳未満の者のうち重症化リスク因子となる疾病等（ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみのも含む）/悪性腫瘍/慢性呼吸器疾患（COPD等）/慢性腎臓病/心血管疾患/脳血管疾患/喫煙歴/高血圧/糖尿病/脂質異常症/肥満(BMI30以上)/臓器の移植/免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下）を複数持つ者、③妊娠している方、のいずれかに該当する者
------------------------------	--

+

11月からの 追加要件 ①は新たに コロナ電話等 診療を開始した 医療機関、 ②は従前より コロナ電話等 診療を行っている 医療機関が対象	(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の診療において初回の電話等診療に限り算定する。 ・電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表している。 ・季節性インフルエンザに対応する体制を有している。
	(①又は②のいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する。 ①2022年11月1日以降、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した保険医療機関である。 ②2022年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた保険医療機関であって、 「1週間に8枠以上」かつ、 「当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上」 電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している。 （「1週間に8枠以上」の考え方は前ページ(1)の④と同様）